



沖縄労働局発表  
令和4年11月29日(火)

担当	沖縄労働局 労働基準部 監督課
	課長 安慶名秀樹
	主任労働基準監察監督官 小池雅弘
	電話：098-868-4303

## 労働基準関係法令違反率72.4% 全国平均よりも4.2ポイント高く

～ 令和3年の沖縄労働局管内における監督指導等の実施状況について ～

沖縄労働局（局長 西川昌登）は、令和3年に管内5つの労働基準監督署が実施した監督指導等の実施状況について、以下のとおり取りまとめました。

### 【令和3年監督指導等の実施状況のポイント】

- 1 定期監督等（欄外 1）を実施した事業場数は1,598件。うち、何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場数は1,157件（違反率72.4%）。主な業種別の違反率は、製造業81.1%、商業73.6%。主な法条文別の違反率は、安全基準（労働安全衛生法第20条～第25条）25.8%、健康診断（労働安全衛生法第66条～第66条の6）13.1%、割増賃金（労働基準法第37条）10.6%。
- 2 申告（欄外 2）により何らかの処理に着手した事業場数は310件（うち、監督実施事業場数は252件、違反率56.7%）。申告の内容別では、賃金不払が228件（違反率47.8%）と最も多かった。
- 3 労働基準関係法令違反により送検を行った件数は、7件であった。

引き続き、「改正労働基準法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止」「改正労働基準法等の周知徹底」を重点課題として、以下の取組みを徹底してまいります。

長時間労働などの情報が寄せられた事業場等への重点的な監督指導

「働き方改革関連法に関する説明会」の実施

「労働時間相談・支援コーナー」など幅広くきめ細やかな周知

- (1) 「定期監督等」：自主的又は計画的（災害時を含む）に、労働基準監督官が、労働基準法上の労働条件の履行確保や労働安全衛生法上の安全措置等が講じられているかなどを確認し、これらに係る法令違反等が認められた場合には、事業場に対し指導を行い、その是正・改善を行わせるもの。
- (2) 「申告」：労働基準法第104条第1項に基づき、労働者が労働基準監督署に対し、労働基準関係法令に違反する事実のあることを告げ、その違反の是正を求めること。

## 1 令和3年における監督指導等状況の概要（資料1参照）

### （1）定期監督等の実施状況（災害時の監督を含む）

- ・ 令和3年の沖縄労働局管内の5つの労働基準監督署における定期監督等の実施事業場数は、合計1,598件。うち、労働基準関係法令に係る何らかの違反が認められたものが1,157件。違反率は72.4%（前年比-6.1ポイント）。なお、同年の全国の違反率は68.2%。
- ・ 主な業種別の違反率は、製造業81.1%、商業73.6%、建設業73.4%。
- ・ 主な法条文別の違反率は、安全基準（労働安全衛生法第20条～第25条）25.8%、健康診断（労働安全衛生法第66条～第66条の6）13.1%、割増賃金（労働基準法第37条）10.6%、労働時間（労働基準法第32条）10.5%。

### （2）申告の処理状況

- ・ 申告の処理事業場数は、310件（前年比 - 55件）（監督実施事業場数252件、違反事業場数143件、違反率56.7%）。
- ・ 主な業種別の違反事業場数等は、接客娯楽業31件（違反率53.4%）、建設業25件（同59.5%）、保健衛生業19件（同48.7%）。
- ・ 主な申告内容別の違反事業場数等は、賃金不払（労働基準法）109件（違反率47.8%）、解雇（労働基準法）12件（同26.7%）。

### （3）司法事件の送検状況

司法事件の送検件数は、7件（前年比 - 3件）。その内訳は、労働基準法等違反被疑事件が4件、労働安全衛生法等違反被疑事件が3件。

## 2 労働条件や働き方改革関連法に関する相談先（資料2～3参照）

最寄りの労働基準監督署に設置した労働時間相談・支援コーナー等働き方改革に向けた労働時間相談・支援サービスのほか、沖縄働き方改革推進支援センター、労働条件相談ほっとラインもご利用いただけます。

また、労働条件に関するポータルサイト「確かめよう労働条件」や、企業のためのWeb診断サイト「スタートアップ労働条件」を開設し、労働条件に関する各種情報に加え、36協定や就業規則作成のための支援ツールのご提供を行っています。

さらに、罰則規定のある時間外労働の上限規制等改正された労働基準法に対応していただくため、本年度も、「働き方改革関連法に関する説明会」を随時開催しています。申し込み方法等詳しくは沖縄労働局のホームページをご覧ください。

([https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/newpage\\_211112.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/newpage_211112.html))

### < 添付資料 >

資料1 令和3年 監督指導等実施状況

資料2 沖縄働き方改革推進支援センターのご案内

資料3 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」、事業者・企業の労務管理担当の方向けコンテンツ「スタートアップ労働条件」、労働条件相談「ほっとライン」のご案内

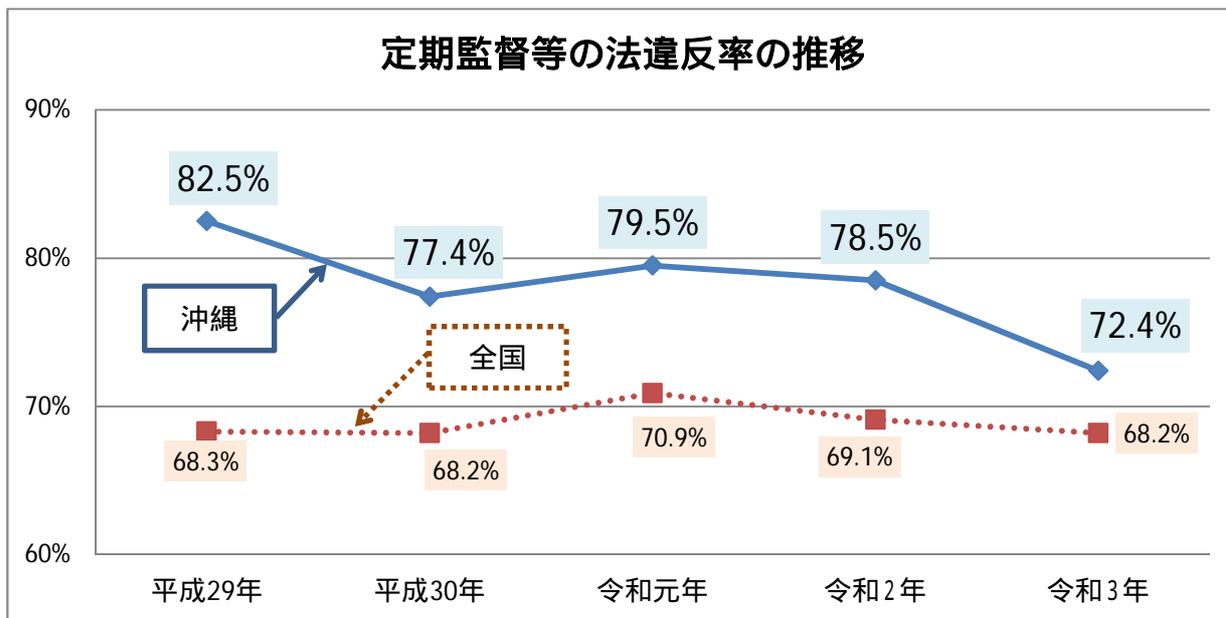
# 令和3年 監督指導等実施状況

資料1

## 1 定期監督等 ( 自主的、計画的(災害時を含む)に実施している行政指導)

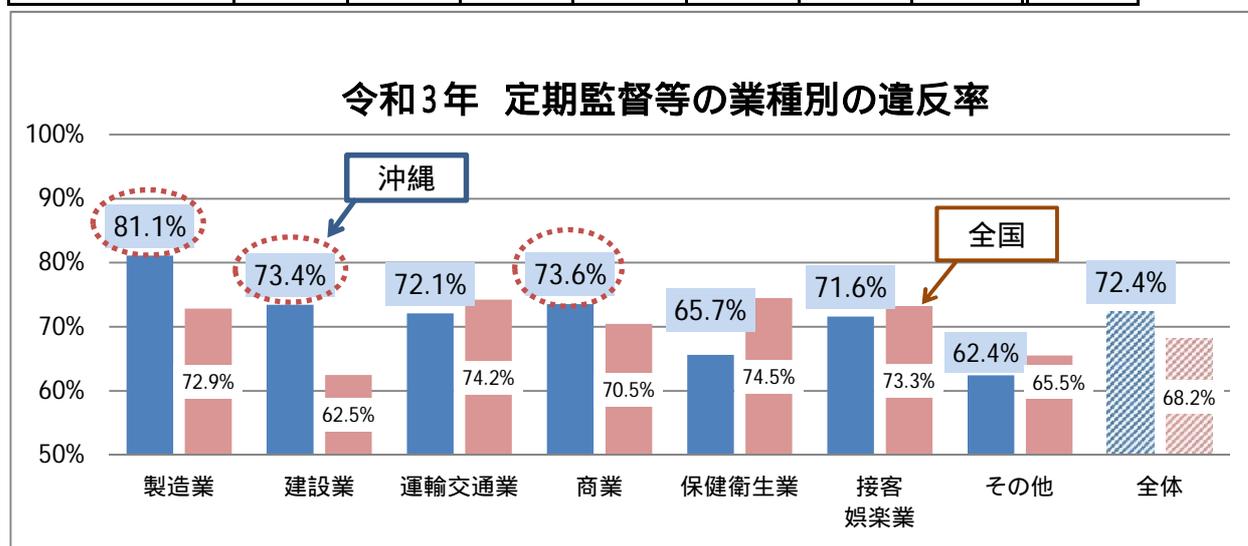
### 定期監督等の法違反率の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
沖縄県	82.5%	77.4%	79.5%	78.5%	72.4%	1,598件(全体) 1,157件(違反)
全国	68.3%	68.2%	70.9%	69.1%	68.2%	122,054件(全体) 83,212件(違反)



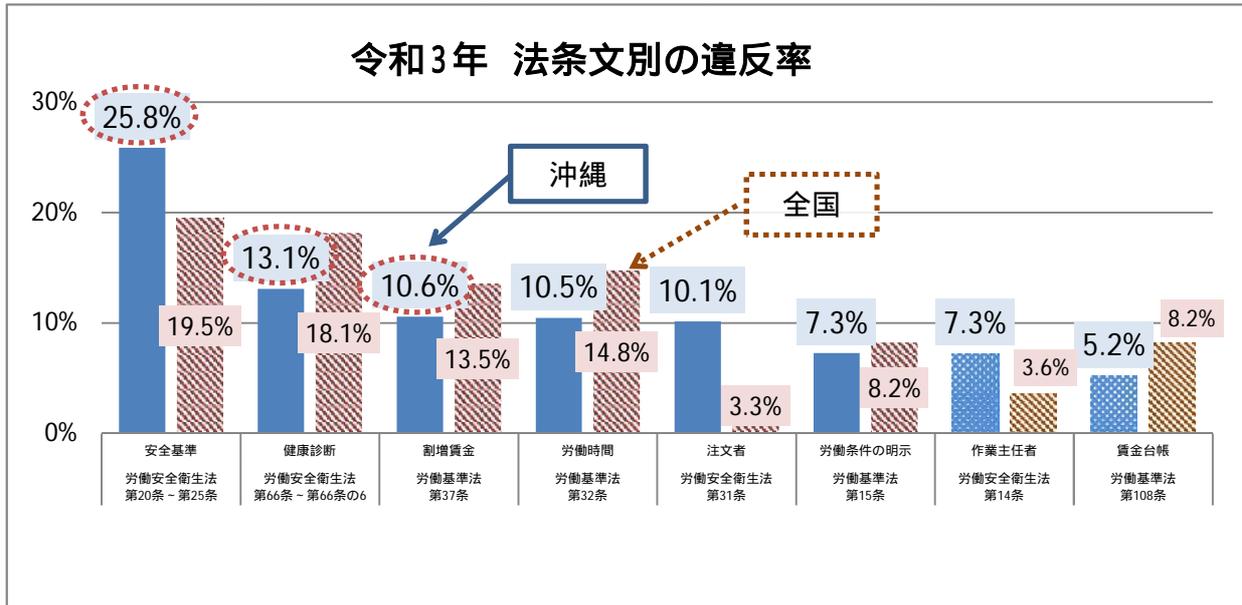
### 令和3年 定期監督等の業種別違反率

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客 娯楽業	その他	全体
定期監督等事業場数	143	866	43	208	99	74	165	1,598
違反事業場数	116	636	31	153	65	53	103	1,157
<b>沖縄県</b>	<b>81.1%</b>	<b>73.4%</b>	<b>72.1%</b>	<b>73.6%</b>	<b>65.7%</b>	<b>71.6%</b>	<b>62.4%</b>	<b>72.4%</b>
定期監督等事業場数	27,356	43,004	4,998	18,462	7,951	5,934	14,349	122,054
違反事業場数	19,935	26,883	3,710	13,010	5,925	4,347	9,402	83,212
<b>全国</b>	<b>72.9%</b>	<b>62.5%</b>	<b>74.2%</b>	<b>70.5%</b>	<b>74.5%</b>	<b>73.3%</b>	<b>65.5%</b>	<b>68.2%</b>



## 令和3年 定期監督等の法条文別の違反率（重複あり）

法条文 (主要なもの)	項目	沖縄		全国	
		違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
労働安全衛生法 第20条～第25条	安全基準	413	25.8%	23,823	19.5%
労働安全衛生法 第66条～第66条の6	健康診断	209	13.1%	22,139	18.1%
労働基準法 第37条	割増賃金	169	10.6%	16,521	13.5%
労働基準法 第32条	労働時間	167	10.5%	18,007	14.8%
労働安全衛生法 第31条	注文者	162	10.1%	4,072	3.3%
労働基準法 第15条	労働条件の明示	116	7.3%	10,025	8.2%
労働安全衛生法 第14条	作業主任者	116	7.3%	4,421	3.6%
労働基準法 第108条	賃金台帳	83	5.2%	10,030	8.2%



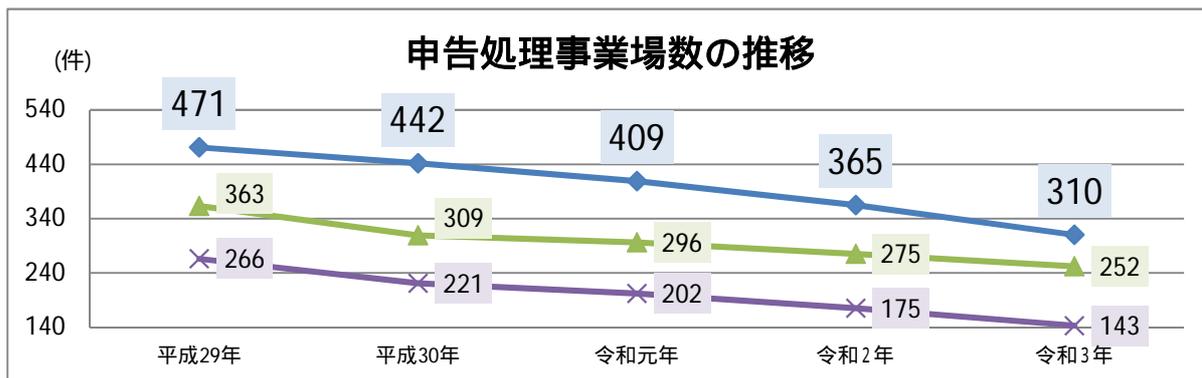
## 令和3年 業種別定期監督等の法条文別の違反率（重複あり）

	沖縄				全国			
	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)
製造業	安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	
	56	39.1	43	30.1	7,415	27.1	6,974	25.5
建設業	安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第31条 (注文者)		安衛法第20条～第25条 (安全基準)		安衛法第31条 (注文者)	
	316	36.5	162	18.7	13,342	31.0	4,029	9.4
運輸交通業	労働基準法第37条 (割増賃金)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	
	12	27.9	10	23.3	878	17.6	1,301	26.0
商業	労働基準法第32条 (労働時間)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第32条 (労働時間)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	
	49	23.6	47	22.6	3,279	17.8	4,968	26.9
保健衛生業	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)	
	25	25.3	21	21.2	2,205	27.7	2,012	25.3
接客娯楽業	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)		安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)		労働基準法第37条 (割増賃金)	
	19	25.7	17	23.0	1,646	27.7	1,337	22.5

## 2 申告処理 ( 申告:労働者から労働基準監督署あて法違反の是正を求めるもの)

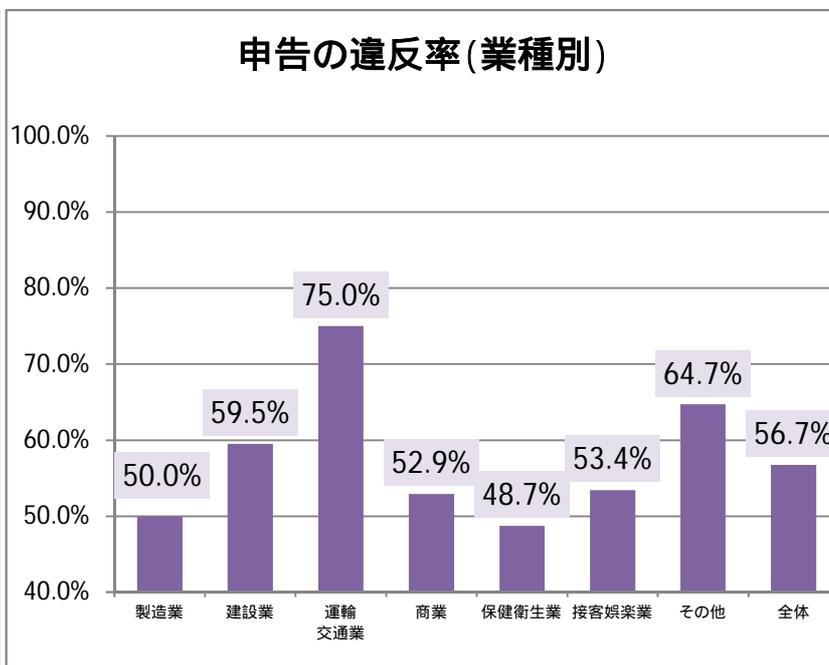
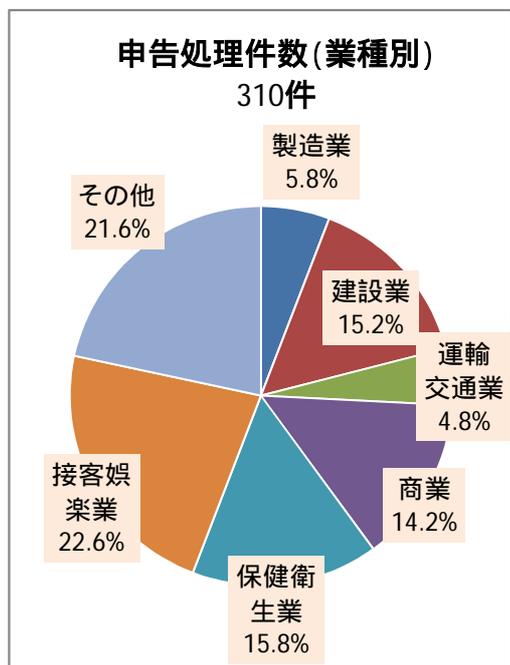
### 申告処理事業場数等(推移)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
申告処理事業場数	471	442	409	365	310
前年比	471	29	33	44	55
監督実施事業場数	363	309	296	275	252
違反事業場数	266	221	202	175	143
違反率	73.3%	71.5%	68.2%	63.6%	56.7%



### 令和3年 申告処理事業場数等(業種別)

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他	全体
申告処理事業場数	18	47	15	44	49	70	67	310
監督実施事業場数	16	42	12	34	39	58	51	252
違反事業場数	8	25	9	18	19	31	33	143
違反率	50.0%	59.5%	75.0%	52.9%	48.7%	53.4%	64.7%	56.7%

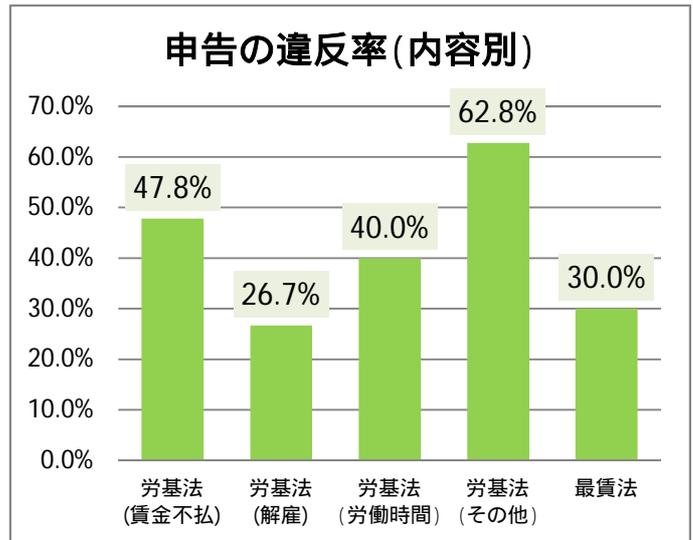
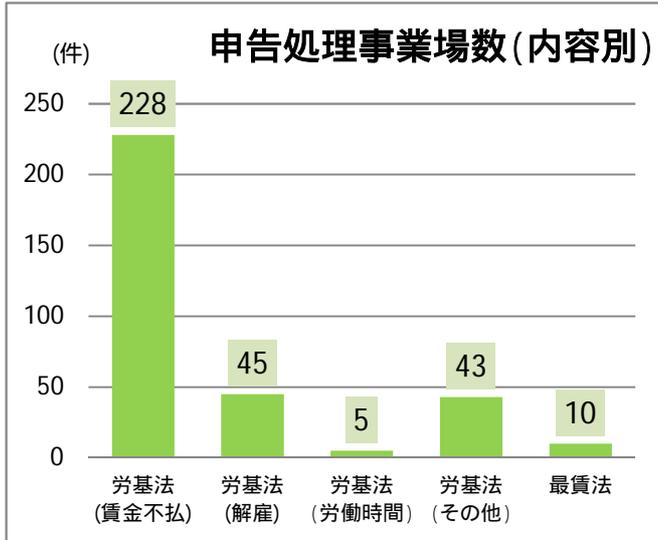


## 令和3年 申告処理事業場数等(内容別)

申告内容	労基法 (賃金不払)	労基法 (解雇)	労基法 (労働時間)	労基法 (その他)	最賃法	合計 (左記の何れか)
申告処理事業場数	228	45	5	43	10	331
違反事業場数	109	12	2	27	3	153
違反率	47.8%	26.7%	40.0%	62.8%	30.0%	46.2%

労働基準法を「労基法」と略記  
最低賃金法を「最賃法」と略記

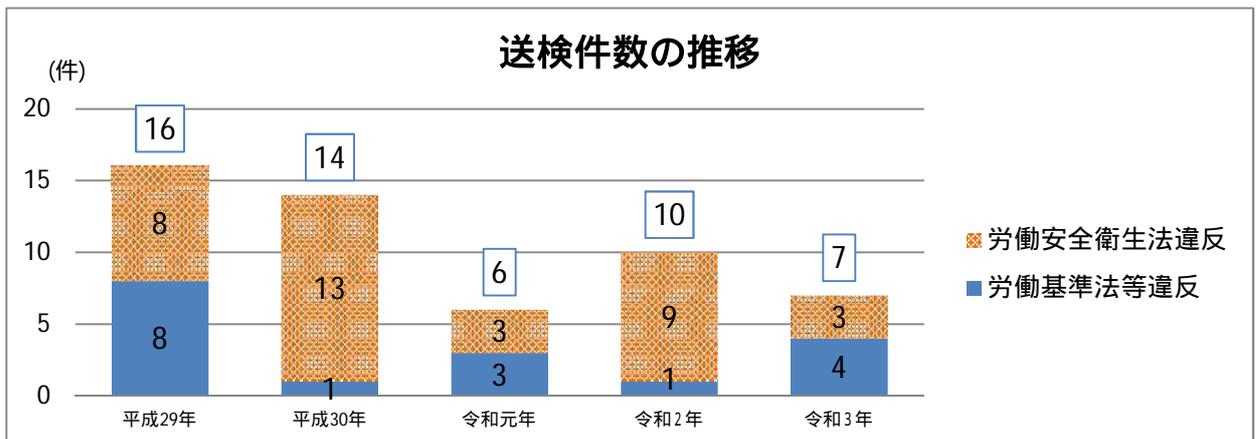
令和3年に受理したものに限る。また、内容が重複するものも含まれる。



## 3 送検の状況 (送検:刑事事件として検察庁に送検したもの)

### 送検件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計
労働基準法等違反	8	1	3	1	4	17
労働安全衛生法違反	8	13	3	9	3	36
合計	16	14	6	10	7	53



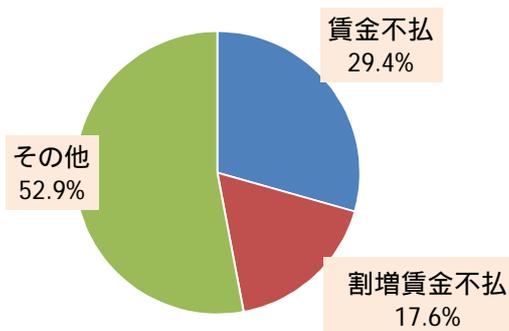
## 送検の内容

(件)

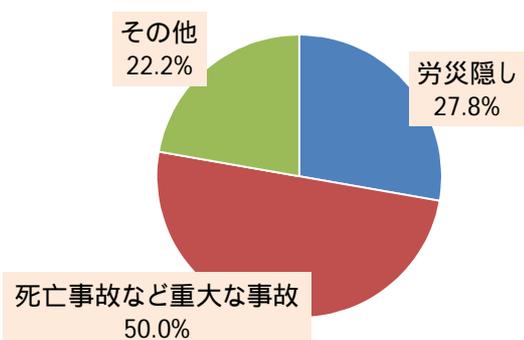
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計
労働基準 法等	賃金不払(欄外)	3	0	2	0	0	5
	割増賃金不払	1	0	0	1	1	3
	その他	4	1	1	0	3	9
	<b>合計</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>17</b>
労働安全 衛生法	労災隠し	3	3	1	2	1	10
	死亡事故など重大な事故	0	8	2	6	2	18
	その他	5	2	0	1	0	8
	<b>合計</b>	<b>8</b>	<b>13</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>36</b>
<b>合計</b>		<b>16</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>53</b>

賃金不払は、最低賃金法違反を含む。

### 過去5年間の労働基準法等違反被疑事件の送検内容 (H29～R3 17件)



### 過去5年間の労働安全衛生法違反被疑事件の送検内容 (H29～R3 36件)



中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善は??

# 沖縄働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料で支援**します!



悩める経営者のチカラになります!

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 時間外・休日労働の削減
- 36協定の締結・届出
- 就業規則の作成・変更
- ハラスメント防止対策
- 有給休暇の取得
- 同一労働同一賃金
- 人材確保・人材育成
- 賃金引上げの環境整備

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

## ワン・ストップ 無料相談

**無料** 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し  
課題解決に向けた支援を行います。

### 沖縄働き方改革推進支援センター

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 316-B

電話

0120-420-780

ファックス

098-859-8371

E-mail

okinawa@task-work.com

ホームページ

沖縄働き方改革推進支援センター



裏面は無料出張相談申込表になっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

# 確かめよう 労働条件

過重労働

賃金不払残業

解雇

ハラスメント

© 池田理代子プロダクション

労働条件のこと。職場環境のこと。安心して働くためにも、しっかり確かめてほしい。

サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「**確かめよう労働条件**」

確かめよう労働条件

検索

電話で確認

労働条件相談「**ほっとライン**」

0120-811-610

相談  
対応時間

【月～金】17:00～22:00

【土日祝日】9:00～21:00

※12月29日～1月3日は除きます。

- ◆専門知識を持つ相談員が対応します。
- ◆厚生労働省委託事業  
(委託先:株式会社東京リーガルマインド)

ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

3ステップで  
診断できる!



サイトで確認

労働条件ポータルサイト

# 「確かめよう労働条件」

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件

検索



試しに  
やってみよう!



FOR MANAGERS 事業者・企業の労務管理担当の方向けコンテンツ

## スタートアップ労働条件

WEB診断 労働条件や就労環境を3ステップで診断できます!



STEP1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ (47問)
- 一般の設問+外国人労働者 (56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者 (56問)
- 一般の設問+自動車運転者[トラック] (55問)
- 一般の設問+自動車運転者[バス] (55問)
- 一般の設問+介護 (57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



STEP2 診断

問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結  
労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。 01/05問

- 1.特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
- 2.特段の必要性があって制限している。
- 3.制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



STEP3 診断結果

問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。

あなたの回答 3.制限していない。  
評価コメント 問題はありません。年齢によって一律に選別するのではなく、業務等に応じて適性や能力を見極めて採否を決めることが肝要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 印刷印刷 印刷印刷

設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。

## 36協定届等作成支援ツール そのまま出せる36協定届等を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



STEP2 出力



実際の36協定届として出力されます。



STEP3 提出



管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

2021年4月1日より、36協定届における使用者の押印及び署名が不要となりました。

## 就業規則作成支援ツール そのまま出せる就業規則を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



STEP2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。



STEP3 提出



管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。

### アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を学習することができます。



### マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき・働くときの注意点について、マンガでやさしく紹介します。



### 学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント

### 労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの一例

- 年次有給休暇はもらえるのですか? また、パートタイム労働者も、もらえるのでしょうか?
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上、問題はないのでしょうか?
- 労基法に違反する内容の契約でも、結んでしまえばこれに従わなければならないのですか?
- 労働基準監督官はどのようにして会社を監督しているのでしょうか?



LINEで  
相談

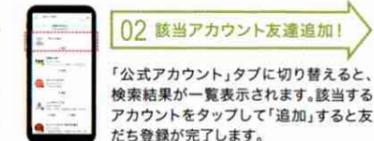
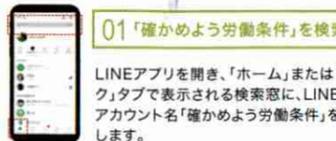
### LINE公式アカウント 「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、チャットボットが労働関係法令の解説や相談窓口のURLをご案内します。

友だち  
追加完了!!

こちらのQRコードからも  
LINEの友だちに追加可能!

※QRコードをスキャンするには、LINEアプリのコードリーダーをご利用ください。





# 労働条件相談

## 「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応  
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign Language support is also available!

日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာဘာသာစကား / नेपाली भाषा / 한국어 / ภาษาไทย / Bahasa Indonesia / កម្ពុជា (ភាសាខ្មែរ) / Монгол хэл



### 日本語 0120-811-610

相談 対応時間 [月~金] 17:00~22:00 [土・日・祝日] 9:00~21:00 ※12月29日~1月3日は除く

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda à domingo)
Línea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Martes, jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 4, thứ 6, thứ 7)
လူပျርချွေးခွင့်အခွင့်အနေတို့ပျူဆွေးနွေးရုံး Hot line	0120-531-407	( ဗုဒ္ဓဟူး, တနင်္ဂနွေ )
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतबार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	( 목, 일 )
สายด่วนปรึกษาปัญหาแรงงาน	0120-613-802	( วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์ )
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
លេខទូរស័ព្ទទាន់ហេតុការណ៍សម្រាប់ពិគ្រោះយោបល់ពីស្តង់ដារការងារ	0120-613-804	( ច័ន្ទ និង សៅរ៍ )
Хөдөлмөрийн стандартын тухай зөвлөгөө өгөх тусгай дугаар	0120-613-805	( Даваа , Бямба )

## 「外国人労働者向け相談ダイヤル」

Telephone Consultation Service for Foreign Workers  
相談対応時間 [月~金] 10:00~15:00 ※正午~13:00は除く

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasyon sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Từ thứ 2 ~ thứ 6)
နိုဗိုလ်ခွေးသားအလူပျူသမားမပြီးအတုကျဆွေးနွေးတို့ပျူရချွေးနွေး	0570-001-707	( တနင်္လာ နေ့ )
विदेशी कामदारहरूको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	( मंगल, बुध, बिही )
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	( 목, 금 )
บริการให้คำปรึกษาสำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	( พุธ )
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(Rabu)
សេវាកម្មពិគ្រោះយោបល់តាមទូរស័ព្ទសម្រាប់ពលករចរទេស	0570-001-716	( ពុធ )
Гадаад ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	( Баасан )